

「２０２５年日本国際博覧会安全対策協議会」設置要綱

（設置目的）

第１条 ２０２５年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）に来場する来場者等の安全の確保及び博覧会の円滑な運営を図るため必要な事項を協議することを目的として、２０２５年日本国際博覧会安全対策協議会（以下「安全対策協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条 安全対策協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （１） 災害対策に関すること
- （２） 会場内の警備に関すること
- （３） 賓客の護衛に関すること
- （４） その他来場者等の安全の確保及び博覧会の円滑な運営を図るために必要な事項に関すること

（組織）

第３条 安全対策協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

（議長及び副議長）

第４条 安全対策協議会に議長及び副議長を置く。

- ２ 議長は、安全対策協議会の会務を掌理し、安全対策協議会の議事を主宰する。
- ３ 副議長は、議長を補佐し、議長に事故のあるときは、議長の職務を代行する。
- ４ 議長及び副議長は、安全対策協議会の構成員が互選する。

（会議）

第５条 安全対策協議会は、必要に応じて議長が招集する。

- ２ 議長は、必要があると認められるときは、安全対策協議会の構成員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。
- ３ 別表に掲げる構成員は、議長に事前に届け出ることにより、指名した代理者を出席させることができる。

（分科会）

第６条 安全対策協議会に分科会を置く。

- ２ 分科会は、安全対策協議会において協議すべき事項について、専門的に検討を行うものとする。
- ３ 分科会は、別表に掲げる構成員が属する機関の実務責任者をもって組織するものとし、必要があると認めるときは、当該実務責任者以外の者の出席を妨げない。

（会議及び資料の取扱い）

第７条 安全対策協議会及び分科会は、原則非公開とする。ただし、協議会及び分科会の開催概要については公表することができる。

- ２ 安全対策協議会又は分科会で使用した資料は、原則非公表とする。

（事務局）

第８条 安全対策協議会及び分科会の庶務を行うため、事務局を置く。

- ２ 事務局の運営は、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会運営事業局危機管理部危機管理課において行う。

（雑則）

第９条 この要綱に定めるもののほか、安全対策協議会等の運営に関し必要な事項は、議長が構成員に

諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月29日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年2月3日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年7月22日から施行する。

別表（第3条関係）

安全対策協議会 構成員	
京都大学 防災研究所 社会防災研究部門防災社会システム研究分野教授	多々納裕一
東海大学 情報通信学部長	
国立情報学研究所客員教授	三角育生
兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科教授	阪本真由美
大阪府・大阪市 万博推進局 整備調整部長	
大阪府 政策企画部危機管理室長	
大阪市 危機管理室長	
大阪市 消防局消防制度担当部長	
大阪府警察本部 警備部警備部長	
大阪府警察本部 交通部交通部長	
財務省 大阪税関 監視部長	
気象庁 大阪管区气象台 気象防災部長	
海上保安庁 第五管区海上保安本部 警備救難部長	
陸上自衛隊 中部方面総監部 防衛部防衛課長	
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会	運営事業局危機管理部長
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会	運営事業局運営部長
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会	運営事業局交通部長